

国際取引に関する中国の法整備について

李 旺¹⁾

- 一 はじめに
 - 二 国際取引に関する法整備
 - 1 国内法の整備
 - 2 国際法
 - 三 国際取引紛争解決制度の整備
 - 四 国際取引に関する法律実務家の養成
 - 五 おわりに
- 〈質疑応答要旨〉

1) 李 旺，清華大学法学院副教授，弁護士，法学博士，中国国際法学会理事，中国国際私法学会理事，日本法研究中心研究員，大東文化大学法科大学院エクスターンシップ（中国）顧問。

一 はじめに

中国はようやく2001年末W T O加盟を実現し、今後中国経済発展に伴いアジア諸国を含め世界各国との取引は活発に行われるとも予想される。中国にもたらず変化はすこしずつ現れてきた。経済面においてはマスコミにも取り上げられるように、日本にとって中国はアメリカを抜いて第一の輸出国になり、地域貿易協定の締結も政府間で検討され、経済連携はますます強化されるであろう。国際取引を円滑に行い、紛争を予防し、また紛争を適切に解決するため、様々な面での法インフラの整備が必要であるので、経済の変化と同様、中国の法整備も急ピッチに進められ、法制度の変化を予測した通りに展開された。そして中国における法制度の変化について紹介し、その課題も触れることにしよう。

二 国際取引に関する法整備

国際取引の円滑化のため、適用される法律の整備がさしあたり求められるであろう。国際取引の多様性に鑑み、様々な法制度の整備が必要である。中国においてW T Oに備えていち早く90年代後半から法整備を進められ、W T O加盟に合わせて中国の法制度も大きく変換された。

1 国内法の整備

国際取引にかかわる法規範は公法・私法、手続法・実体法、抵触法・実質法など様々であるが、最近の立法として以下のようなものが上げられると思う。

対外貿易法（1994年5月12日制定）、補助金規制条例、アンチダンピング条例（2001年10月31日制定）、政府調達法（2002年6月29日制定）、セーフガード条例（2001年10月31日制定）など関係法規もW T O加盟に合わせて整備された。

三資企業法については、とりわけ中外合弁企業法（2001年3月15日）、中外合作企業法（2000年10月31日）、外資法（2000年10月31日）、知財については特許法（2000年8月25日）、著作権法（2001年10月27日）のいずれもW T O加盟にあわせて改正された。

民事法は、民法通則以外、契約法などの単独法規として制定されており、統一的な民法典は未だ存在していない。1998年3月に始まった中国民法典の起草は注目されている。そして国際私法も民法典に含まれており、その制定に期待されている。

2 国際法

国際取引に関しては国際条約も重要な役割を果たしている。中国政府も積極的に条約交渉に参加し一定の成果があげられた。特に1980年国連動産売買条約の批准で同条約の適用が可能にした。また、二国間条約、特に司法共助条約の締結に積極的で20何ヶ国との間で締結されていた。また国際商業会議所に制定されたインコタームズなども重要な役割を果たしている。なお、条約の加盟に関わらず国内立法においても国際条約や商慣習を参照した。

三 国際取引紛争解決制度の整備

国際取引紛争の解決は当事者間における共通法文化がないため、国内取引紛争より難しいと思われる。当事者間で直接交渉し和解できれば問題ないが、若し出来なければやはり仲裁・訴訟に持ち込まざるを得ない。

まず、仲裁は訴訟に比べていろいろな利点が指摘され、非公開で秘密が保持され、専門家に委ね、短期間で仲裁判断が下され、また外国仲裁判断の承認は1958年ニューヨーク条約に基づき容易に出来るとして国際取引紛争に活用されている。中国においては、中国国際経済貿易仲裁委員会および各地方に設置される仲裁委員会に仲裁判断を求めることができる。中国国際経済貿易仲裁委員会では毎年千件以上の紛争処理を行い、独自の仲裁規則や仲裁人名簿を持ち、仲裁人名簿に日本人学者や実務家も含まれている。今後、その一層な活用が期待されている。

次に、訴訟は、裁判所という公的機関による判決で国際取引紛争の解決にも一定の役割を果たしている。国際商事仲裁に比べて複雑で法制度として把握にくい面も指摘されていた。例えば、管轄権の問題や外国における当事者への送達、外国における証拠の収集、判決の相互承認などの問題が存在している。管轄権については中国民事訴訟法に制定法として存在し、域外送達・域外証拠収集について中国はハーグ国際私法会議で制定される送達条約・証拠収集条約の加盟国であり、また外国判決の相互承認については、中国と諸国との二国間司法共助条約に基づき、ある程度法制度として整備されていた。

四 国際取引に関する法律実務家の養成

法学院における法学教育は、学部生、法学修士、法律修士、法学博士コースなどに分けている。そして、科目としては外国法、渉外法というものも提供され、外国人による英語講義もある。渉外弁護士には中国における外国の法律事務所で修習し、または外国に留学された者が多い。

中国で事務所を構える外国の弁護士もリーガルサービスを提供している。

五 おわりに

国際取引に関する法整備は中国において着々進められており、今後日本を含む諸外国との連携も必要とされる。取引としては地域の市場統合のため自由貿易協定の締結が政府間で検討される一方、法曹界で公的・私的な連携も重要視され、条約の締結、学者によるモデル法の検討も期待される。

[以上は、李先生が作成された講演要旨である。]

〈 質疑応答要旨 〉

柏木：李先生、ありがとうございます。私は大東文化大学法科大学院の柏木と申します。本日は議事進行を仰せつかっておりますので、以後の質疑応答の司会をさせていただきます。早速ですが何か質問がございましたらどうぞ。

石川：李先生どうもありがとうございました。

中国の立法事情の現状を興味深くお聞かせいただきました。私は白鷗大学の石川と申します。民法が専門なのですが、二つほどご質問させていただきます。日本語でよろしいですか。脇に中国の留学生がおりますので、分かりにくければ中国語で指示してください。一つは中国の国内法と国際法、渉外関係法の関係です。お話だと中国ではまだ統一の民法典ができていない。たぶん契約の法律とか家族の法律とか、個別の法律とかあると思いますが、まだ、全体としてできていない。そういう状況の中で、渉外関係法、つまり外国との紛争の解決がはたしてできるもののでしょうか。できるように思いますし、難しいように

も思います。李先生の立場からいかがお考えでしょうか。統一の民法典がまだできていない段階で涉外関係法を考えることができるかどうか、それが一つです。二つ目は、法の抵触、コンフリクトオブロー、つまり、日本と中国の法が違っていた場合どうするのかに関してです。これは、世界中の問題だと思えます。その点ではいまヨーロッパを中心に全世界に通用する一つの取引法を作ろうではないか、例えばユニドロウとかいうとしまして、世界に通用する一つの取引原則を作ろうという動きがあるのです。しかし、私にはこの辺の事情が詳しく分からないのです。それで、中国は発展、発展、発展でこれから世界の中心になるのだということを考えて頑張っている。中国の学会において、ヨーロッパの国際統一取引法などの研究というのは進んでいるのでしょうか。先生のお立場から何か中国の学会の事情をご存知でしたらお知らせいただきたい。その二点をご質問させていただきました。

李：一応涉外関係法というようなテーマにしたのですが、考えかたによって民法も涉外関係法といえます。いわば、国際取引といって涉外関係法というような呼び方で国際取引に関わって、国際取引に適用される法律は、例えば訴訟法、民法とかそういう法律も含まれているわけですので、広い意味でいえばそういうような例えば民法だとかそういうような法律も涉外関係法といえるわけです。それで先生のご質問は民法典がまだ作られていない現段階で涉外関係法の整備ができるのですか、という、私の理解でそういう問題ですよ。中国の現状からいけば立法のスタンス、立法の考え方といえばむしろ先に涉外関係法を作ろうと、国内のいわば民法とかそのような法律をなかなかいきなりつくることはできないわけですので、後回しして涉外関係法を先に作ろうとそのような考え方が1978年9年からずっともってきたということです。

例をあげますと、会社法が作られたのは95年です。会社法が作られる前に合弁法とか合作法というような会社法性質の涉外法もあるし、外国100%資本の独資的会社法のようなものも作られたわけです。だから、一般の意味の会社法より涉外関係の法律を先に作ることで、それは一つの例で、もう一つの例は契約法ですよ。契約法は99年に作られたということで、その契約法が作られる前に85年既に涉外契約法、名前としては涉外経済契約法というような法律も作られたわけです。だから、考え方としては先に涉外関係法を整備しようと、そのような考え方が昔からずっともってきたということです。学問的に言えば国内の民法典がないのに涉外法がどうなるのかと言えるのですけれども、現実の立場からすれば国内の民法を作らない上に涉外法も作らなければどうしようもない。外国の資本を取り入れるということも難しくなって、涉外取引が難しくなるということは中国の国益に、開放のような政策に合致するにはいかないということで、とりあえずそのような法律を作ら

うという考えということですか。このくらいでよろしいでしょうか。

もう一つは統一私法の話ですけれど、中国は割に国際条約の加盟に積極的な姿勢をとりました。なぜそういう姿勢をとったかという一つは以前国内法が整備されていないから、国内法がないということで、その代わりに国際取引について国際条約に求めざるを得ない。国内法、きちんとした国内法があれば、その国内法を適用して国際取引にあまり障害が生じないが、国内法が整備されていないのでその国際条約に求めるわけです。それは一つの考えであって、もう一つの考え方としてはもともと例えば中国の裁判所は日本法なりアメリカ法なりその適用はあまり望ましくない。国際私法の立場から見れば、外国法を適用する可能性が十分あるですけれども、でも裁判所としてはあまり望ましくないですね。それで、国際条約に求めるが一番いいじゃないかということです。それで、国内法としては先に申し上げましたような考え方があったんですけど、それ以外に例えば1999年の契約法の制定にあたって国連売買条約法、国連動産売買条約ですよね、その条約の内容を結構検討して取り入れられたようです。だから、そのような面から国際条約に加盟したりその内容を国内法に取り入れたりするようなことが、そのような作業がなされたというわけです。そのくらいでいかがでしょうか。

柏木：他に質問のある方はいらっしゃいませんか。

小野：李先生の講演の中で二つほど興味を持った箇所があります。一つはADRの処理件数が非常に多いという話でそれについて具体的なケースの解決方法と、二つは物権変動の対抗要件について中国はどのような立場を採られようとされているのかをお伺いしたい。

第一点はADRの専門家である出井先生にもう少し詳しく質問していただければ有難いと思います。

物権変動の方は、高先生が中国のチンタオの国際会議でそのことが問題になったとお聞きしていますので、中国の見解をお伺いしていただければと思っています。

では、出井先生から。

出井：ADRとおっしゃいましたが、シータック（中国国際経済貿易仲裁委員会）の仲裁についてお伺いしたいと思います。かなり件数が多いようですが、確認ですがシータックの仲裁判断はこれは日本でも承認執行できるということですね。逆に日本の商事仲裁協会とか、例えば、ICC（国際商業会議所）の日本での仲裁、これが中国で承認執行できるのか、そのあたりはどうですか。

李：基本的には国際商事仲裁について法整備が進んでいるということで中国国内においても仲裁法というような法律があって、先生おっしゃったのは承認の話ですよね。承認の話については基本的に1958年のニューヨーク条約があるというわけですね。外国仲裁判断

に関するニューヨーク条約があって、ニューヨーク条約はおそらく100以上の国が加盟したというわけで、日本も中国も加盟国ですのでそれに沿って相互承認は問題ないんじゃないかということになります。現実にはどうかというと中国のシータックの仲裁判断は、最近では調べてないですけども、2000年までは、少なくとも4件はあるわけです。日本の裁判所においてシータックの仲裁判断が承認されたケースです。だから、シータックの判断が日本において承認されるということは法的にみれば可能ですし、現実もあるわけです。もう一つは、日本の国際商事仲裁協会の仲裁判断は中国において承認される可能性があるかどうかについては条約に沿っておそらく可能と思います。日本の仲裁判断について承認された例がないですけども、スウェーデンとか他の国の仲裁判断がニューヨーク条約に基づいて中国の裁判所において承認されたケースがありました。だから、問題ないんじゃないかと思います。

出井：紛争解決に関してあと2点具体的なことをお聞きしたいと思います。

一点は、例えば日本と中国の間の会社の紛争で、契約の中に裁判管轄を日本の裁判所で行うと合意した場合に、それが中国で認められるかどうか、つまり、そのような合意があるときに中国の裁判所に提訴されてもそれが却下されるかどうかですね。それが一点。もう一つは、先ほどもちょっと話にできましたけれども、契約の中に準拠法を、中国法以外の法律、例えば、日本法にすると合意した場合に、そのような合意が中国の裁判所で認められるのかどうか、先ほど中国の裁判所も、なかなかやりたがらないけれども外国の法律を適用しなければならないこともあるという風に講義の中で出てきたのですが、準拠法の合意が認められるのか、この二点についてももしお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

李：一番目としては当事者間で、日本の裁判所に管轄されるというような合意をしてそれは中国において認められるかどうかということですね。

結論としては、認められているわけです。でも、ただし、特殊な契約については認められないということです。一般に国際商事取引については合意すればそれでOKで、問題ないのですが、例えば中国における不動産の売買についての紛争であるとか、中国において合併会社を作ろうとした場合にその合併契約についてそれは日本の裁判所で管轄するとそのような合意をしても無効です。だから、例えば不動産とか合併契約とか、合作契約とかそのいくつかの契約について外国裁判所の管轄の合意が認められていません。それ以外は認められています。

二番目は日本法を準拠法にするような合意が認められているかどうかという話ですが、基本的には認められています。それで民法通則の145条において当事者自治の原則が認められているというわけで、外国法の合意ができるわけです。それでも特別の場合、例外があ

りますよね。さっき申し上げました合弁契約とか合作契約とかその特別な契約については外国法の合意を認められておりません。

高：小野先生から突然質問のご指名を賜りましたが、私は本法科大学院で韓国法を講義している高と申します。先ほど中国では民法典という形で法律を作ることは非常に難しいという認識から民法典に先立って今年は物権法が立法されるのではないかというお話を伺いました。

去年11月に中国の青島大学と中国海洋大学で開かれた中日韓学術大会で梁慧星先生も政府の物権法草案ができており、今年中には物権法が立法される見通しにつき述べられました。私に関心をもっていた、不動産登記がその政府案でどう扱われているかということであつたんですが、その政府案は不動産登記につき二元制をとっている、すなわち、所有権変動の場合には登記は成立要件として、用益物権の場合には登記は対抗要件として定められており、さらに、登記の公信力が認められているということでした。特に登記の公信力の問題は、去年6月上海の復旦大学で開催された学会で活発に議論された問題の一つでありましたが、参考までに、韓国民法は不動産物権変動に関して形式主義をとりながら、なぜ登記の公信力が認められていないかという理由に付き、若干述べさせていただいたことがございます。韓国民法の立法当時の事情としては二つがありまして、その一つは、登記専門の公務員が非常に少ないということ、二つは膨大な財政がかかるという理由があつて、結局、時期尚早であるという理由になったわけです。最近に至り、上にあげた理由もほぼ解決されているがゆえに、登記の公信力を認めるべきであるという立法論が活発に議論されています。しかし、今日において、果して不動産取引の信頼関係がどのくらい構築されているかという現実の問題を真剣に考えなければならない問題があると私は思っているわけです。勿論中国の場合は韓国の場合と異なる事情が多いと思いますので、あくまでも参考までということ述べてさせていただいたのです。

以上の問題は、李先生がご発表なさった涉外関係法とは直接な関係はないと思われませんが、不動産登記の問題に関して先生のご見解を聞かせていただきたいと思つています。

李：勉強不足で私が知っているのは基本的に成立要件にしようという動きが前からあつたわけで、日本の学者から色々な声があつたということ自体存じているわけですがけれども、いわば中国の登記制度がどうなっているのか、本当にそのようなことができるかというような声が大分前からあつたということです。それで、むこうの考え方としては変わらないと僕は思っているわけですがけれども、それ以外詳しく存じておりませんので申し訳ありません。

高：どうもありがとうございました。

もう一つお聞かせていただきたいことがございます。李先生は国際取引を巡る様々な問題を提起されました。それから石川先生がご質問なされたヨーロッパの国際統一取引法といったような問題と関連するものですが、現在日本、韓国、中国三国間の、いわゆる東アジア共同体といった機構を構築する必要性について国際政治的側面と経済的側面から議論されている、ということをお聞きしております。実際、三国間の貿易関係から見てまいりますと非常に活潑にかつ広範囲にわたって行われているのです。ということもあって、さきほど若干申しましたが、去年11月の中国青島学会で「中日韓民法制度統一法案模索」というテーマをもって2日間中国、日本、韓国から大勢の学者が集まり、国際的地域的な契約法の統一を志向する国際物品売買契約に関する国連条約（C I S G）といったものをモデルとして互いに情報を交換しながら研究する必要があるということについてはほぼ意見が一致したわけです。

このような試みについて李先生のご意見を伺いたいと思います。

李：あくまで感想ですのであえて言います。統一法は法の抵触をなくし、共通なルールに従って、少なくとも貿易の分野において大変望ましいものであると思われれます。しかし、その限界も理解しなければならないと思います。僕の理解としては国際統一法が望ましいといっても望ましくないものですよ。条約といっても結局妥当なものです。日本、中国、韓国で統一契約法を作ろうとしても、結局どういうものになってしまうか、つくられたものは内容としては一体なんなんであろうかと、考え方によって国際条約とって統一されたといっても、望ましくないような状況もあるじゃないかと思っているですよ。それが一点で、もう一点は、統一されたといって統一されていないですよ。なぜそういいますと、条約の条文は限られているということで、すべての問題を解決するわけにはいかないし、また、そのようなものを適用するのは各国の裁判所ですので、その裁判所の裁判官が理解している国際条約（統一法）の内容、つまり、日本の裁判官が理解しているその条約の内容と中国の裁判官が理解している国際条約の内容は、条文は同じですけれども、でも裁判官によってその理解が、内容の理解として解釈としては必ずしも一致するにはいかない場合が多いんじゃないかと思うですよ。法文化が違うので、外国の文字を訳してそれをどう理解し、自分の国の文化に基づいて理解しているわけですからその辺のようなものが、結局、統一法のようなものはどうなのかなあ。

一般論としては、特に国際商取引に関し統一法は重要な意味があります。そういうようなものを作ってモデル法にしてそれで各国国内、日本なり、韓国なり、中国なり自分の国の国内法を作るときに参考にしながら、その意味があると思うんです。しかし、統一契約法を作ってから、日本の民法典がそれに応じて改正されないんじゃないかと思うんですよ

ね。だから、作る意味があると思うんですけども限界があるんじゃないかと思うですよ。それは自分なりの理解です。

柏木：他にご質問はありませんか。

つなぎにひとつだけ質問させていただこうと思いますが、裁判所同士の連携が巧く機能しないということはよくわかります。それでそういう場合の常として国際商事仲裁に事件が流れることもよくわかるんですけども、その場合どの国でも問題となるのは仲裁人をどうやって選ぶかということだろうと思います。つまり、日中の企業が紛争になった場合に中国の企業はまず100%中国人の仲裁人を選びます。で、日本の企業は日本人を仲裁人を選びますがその選ばれた仲裁人が第三の仲裁人を指名することになるわけですが、この合意がなかなか得られないのでせつかくの仲裁制度が働かないということがあります。それで私は文化が進展していけば日中の関係は非常に古いということもありまして将来は解決するであろうと思いますけれども、第三番目の仲裁人の選任がうまくいっているのかどうか、どのような様子なのか、その感触と申しますか、これは統計も判例もあるわけでありませんで、資料がないことですので李先生がお聞き及びになっているところを少しお話をいただければ幸いです。

李：難しい問題ですよ。

仲裁制度がいいと言っているのですけども問題ないわけではないです。だから、仲裁人の指定ということで、私の理解としては先生の意味は第三の仲裁人の選任ということですよ。それについて当事者間に合意があれば問題はないですけれども、なければ中国のシータックの規則としては、シータックが指定します。シータックの事務の方で第三の仲裁人を指名するわけですけども、その指名について妥当か不当か、何を考えて指名したかどうかということとはなかなか把握することはできないですよ。

柏木：わかりました。どうもありがとうございます。

こういう仲裁機関が選定するのはえてして結局第三国の人になりがちで中国でもない日本でもない人が選ばれることが良いように思われるのですけれども、日中の関係において本当に好ましい第三国はどこなのか、というと私は韓国に大いに期待しています。それで韓中の紛争に関しては日本が及ばずながらお役に立てればと。こういう三者関係を作れていけば非常に望ましいように思っています。これは司会としてはちょっと蛇足ですが。

他にどなたかご質問はありませんか。

王：李先生大変お疲れ様です。私は白鷗大学大学院で石川先生のご指導を受けている王暁明です。

中国語で質問した方が便利かと思いますが、共通語として日本語で質問したいと

思います。よろしくお願ひします。確かに2001年中国はWHO加盟して以来いろいろな法整備が進んでいるといわれていますが、どれほど法律が整備されても、実際運用上の問題として、中国はどこまで実際にうまく法律を使っていけるかどうか、それが一つの質問です。もう一つは現代中国の経済制度は資本制度と変わらないと思われまふけれども、政治制度はまだ社会主義と変わっておりません。そのような状況のもとで、契約上の任意規定と公序規定の関係については、任意規定（契約の自由）はどこまで適用されるか。要するに社会制度を脅かすような契約はどこまでその射程があるか。この二つの質問をお願いします。

李：ご質問ありがとうございます。法が作られてその運用がどうなるかについては難しい問題ですよね。いわば司法の問題です。法が作られてそのとおりに適切に適用されるかどうかということですが。渉外関係についていえば、割に慎重に法を適用していると私は思っております。渉外関係の紛争について裁判所は割に慎重にその法律の適用に取り掛かっているという印象を僕は持っています。いわば、渉外関係について、一般裁判所の中で渉外関係事件を取り扱う部があり、もう一つは渉外関係とあるというのは海事裁判ですよね。その辺の裁判官の質は割にいいと思われています。他の裁判官と比べて渉外事件について無茶にやろうということはありません。慎重にやっているんじゃないかとそう思っております。

その辺は法の運営について改善の余地があると思うんですけども現状としては割にいいじゃないかと思ひます。司法制度の問題があつて、国が広いし、本当に地方ではどうなつているかということとは答えられないと思うんですけど。そのぐらいにさせていただきます。次のところは、契約自由というところですよ。契約自由はどこまで自由かという問題ですよ。前の法律としては契約法の名前ではなくて、経済契約法という名前ですよ。だから、国の計画経済という反映で、僕の大学時代は契約自由という言葉はないですよ。いくら探しても教科書には書いていないです。でも、いまのところは契約法の教科書、どつちの教科書にも書かれておりますので、その辺の認識が変わつたと思うですよ。やはり契約自由ということではどこまで自由かということは具体的な話にならないと結論にならないと思ひます。やっぱり強行法というものがどの国にも、程度の問題があるけれども、どこの国においてもあるというわけで、強行法に違反したそれはどうしてもしょうがないですよ。そのぐらいです。

石川：質問者の趣旨を日本のみなさんに通訳させていただきます。彼は中国の留学生なんですけれども、彼とは日頃いろいろ雑談をしています。一つ目の質問は中国で立法整備がなされているんですけど、それでも中国は裁判所によって立法とは違つた法律の解釈運用

をしていく傾向も従来あった。それから立法ができて政府の都合でルールを変えてしまう。法律を作ってもそのあと使われないという不安が従来あった。今後の中国はどうなんだという質問なわけです。それから、私たち日本人もそうですけれども、このたび法律ができたんだって、それは一体食えるのかい、といった調子で、国民、人民にまで新しくできた法律がなかなか宣伝啓蒙されないおそれがあるようです。ですから、法律を作ったって、作っただけじゃないかという心配というのが中国に付きまとうんじゃないかという質問だろうと思いました。

二つ目は先ほどの契約自由の原則についてです。いままで中国は社会主義経済体制であった、それを改革開放政策をもって、資本主義のいいところも取り入れることになって、契約自由の原則を前面に出した。でも背後には社会主義というのがある。その兼ね合いはどうなんだろうか。契約自由、自由といっても、強行法規とか国家の利益で契約の自由がつぶされてしまうことに結果としてなるのではないか。中国の将来性として、どういう風に契約の自由と国益を調整するか、社会主義と資本主義をどういう風に調和していったらよいかということがすごく難しい問題としてあるらしいのです。それを李先生に質問したということです。中国留学生と中国の先生のやり取りで私たちが門外漢になるといけないと思ったので、少し時間を使いましたけれど、通訳させていただきました。失礼いたしました。

李：ありがとうございました。

法の運用については裁判所においてその通りに適切にしていないではないかというご指摘ですよ。国土が広いので、裁判官の法律に対する理解がどこまで統一されているかという問題が確かに存在しています。今の段階では仕方ないということで、だから、先私は渉外関係に絞って申し上げましたわけです。それに、強行法には大雑把には答えられない。やっぱり、実際どのような強行法があってどのような問題にぶつかったということによって当事者自治の原則が制限された具体的な検討が必要であると思います。

柏木：そろそろ時間でございますので終わりにしたく存じます。

李先生には非常に広い範囲にわたり要領よく私どもに展望を与えてくださりありがとうございました。また、一種のリアリズム法学を垣間見させていただきましたことと、法は人なりといったようなことわざを考えさせていただいたような次第で厚く御礼申しあげさせていただきます。また、一生懸命聞いて下さった皆様、質問いただいた方々にも厚く御礼申し上げたいと思います。質問が演題と離れた気味がなきにしもあらずでしたけれども、にもかかわらずご親切に御回答いただきましてありがとうございます。これもやはり、私どもの中国法に対する関心のなみなみならぬものがあるということでお許しいただきたく

存する次第であります。

それでは本日はどうもありがとうございます。

[以上は、質疑応答の録音を再生し、聴取可能の限度で反訳した。]